県民手帳などの予約受付 ~2022年~

申込方法●電話·FAX·直接来庁 いずれかの方法でお申し込みください。 ※ FAX の場合は、町ホームページから FAX 申込書をダウンロードするか、 任意の用紙に「住所・氏名・電話(携帯)番号・品名・購入冊数 | を明記 の上、お申し込みください。

申込期限 ●8月20日(金)まで

販売金額●金額の確定は8月頃です。昨年の金額は表のとおりです。

配布時期●10月下旬から11月下旬頃を予定

配布方法●企画空港政策課で代金と引き換えに品物をお渡しします。

申込・お問合せ●企画空港政策課企画政策係

☎76-5409 FAX 76-7144





品 名	金額(1冊)
県民手帳(紺・黄・赤)	500円
ファミリー日誌	1,400円
農業日誌	1,400円
新農家暦	450円

住民税の申告はお済みですか?

各種保険料(税)などは、皆さんの所得を基に計算されていますので、所得税の確定申告 が不要な方でも、住民税の申告は必要になります。

未申告の場合、重要な行政サービスが受けられず不利益を受ける場合があることから、 未申告の方を対象に下記のとおり申告相談を開催します。

日 時 8月26日(木) · 27日(金)午前9時~午後4時

会 場●役場1階 第2会議室

持参物●印鑑(認印)

収入の分かるもの(源泉徴収票や売上伝票など) 経費の分かるもの(仕入伝票や領収書など) 各種控除証明書

※詳しくは、事前にお問い合わせください。

お問合せ●税務課課税係 ☎ 76-5402

★未申告の場合★

介護保険料、国民健康保険税、後期高齢者医療 保険料、こども園保育料、学童保育料の減額措置 が受けられず、高い金額で納めなければならない 場合があります。

この他にも、所得によって決定されるものがあ りますので、必ず申告をしましょう。

税等の納付状況報告 (令和3年5月31日現在)

多古町政治倫理条例第6条第1項の規定により、令和2年度の税等の納付状況を公表します。

職名		氏	名		町県民税	固定資産税	国民健康 保険税	軽自動車税	介護保険料	後期高齢者 医療保険料	水道使用料	集落排水 使用料
町 長	所		_	重	0	0	_	_	_	_	0	_
副町長	平	野	欽	作	0	0	_	0	0	_	0	_
教育長	岩	立	元	夫	_	_	_	_	_	_	_	_
議長	勝	又	_	徳	0	0	_	0	_	_	0	0
副議長	菅	澤		環	0	_	_	_	_	_	_	_
議員	佐	藤	利	治	0	0	_	_	_	_	0	_
(議席番号順)	橋	本	孝	之	0	0	\circ	0	_	_	_	_
	行	橋	千	春	0	0	_	0	_	_	_	_
	菅	澤		久	0	0	0	_	0	_	0	_
	飯	田	良	_	0	0	0	0	_	_	_	_
	鵜	澤		茂	0	0	0	0	0	_	0	_
	佐	藤	幸	Ξ	0	0	_	0	0	_	0	_
	菅	澤	博	隆	0	0	_	0	0	_	0	_
	髙	坂	恭	子	0	0	0	0	0	0	0	_
	土	井	秀	敏	0	0	0	_	_		_	
	土	井	清	司	Ō	0	_	_	O	_	0	_
	石	渡	悦	子	Ō	0	_	_	_	_	0	_

【表示例】「〇」… 当該年度に納付すべき額がすべて納付されている場合 「×」… 当該年度に納付すべき額に未納がある場合

「-」… 本人の納付義務等がない場合

お問合せ●総務課庶務係 ☎ 76-2611 17 広報**たこ** 2021.7

- ●法定免除(障害年金受給者や生活保護を受けて いる方)
- ●全額免除、一部免除(3/4免除、半額免除、 1/4免除)

猶予の種類

免除の種類

- ●納付猶予(50歳未満に限る)●学生納付特例
- ※免除・猶予ともに、申請者本人やご家族の所得 による審査があり、一定の基準額に応じて免除 額が変わります。

※詳しくはお問い合わせください。

免除期間はさかのぼれます 申請できる期間 最大で2年1カ月分 R1.7 R2.7 R1.6月分まで R3.7月に申請する場合

免除・猶予された保険料の追納

免除などの承認を受けた期間は、保険料を全額納付した ときに比べ、将来受け取る年金額が少なくなります。免除 などの期間によっては、後から保険料を納めることができ ますが、保険料が**割り増し**される場合もありますのでご注 意ください。

手続き・お問合せ●住民課国保年金係

2 76-5405

ご存じですか?

保険料の免除・猶予制度

国民年金保険料は、月額 16,610 円ですが、所得が少ないなど保険料を納めるのが困難な

場合には、保険料の納付が「免除」または「猶予」される制度があり、申請は7月から始まります。

佐原年金事務所国民年金課 ☎ 0478-54-1442

医療保険料の納付

後期高齢者医療保険料は毎年7月に計算され、中旬には「決定通知書」が送付されます。

保険料の納め方は、年金から天引きされる「特別徴収」と、納付書や口座振替で納める「普通徴収」の2通りです。 新たに被保険者になった方は、しばらくは「普通徴収」になります。

また、特別徴収となっている方でも、年の途中で所得に変更があった方や、年金の受給が中止された方、介護 保険料と後期高齢者医療保険料の合算額が年金受給額の2分の1を超える方などは「普通徴収」となりますので、 忘れずに納付してください。

※納期限までに保険料の納付がない場合は、多古町後期高齢者医療に関する条例の定めるところにより、保険料 額に延滞金を加算して徴収することになります。納期限までの納付をお願いします。

保険料率・軽減措置

■保険料率

保険料率は、都道府県ごとに決定し、 2年ごとに見直すように法律で定められ ★所得に応じた軽減★ ています。千葉県の保険料率は次により 計算されます。(保険料率は令和2年度 と変更ありません。)

本人の所得×8.39% 割額 (本人の所得に応じて計算)

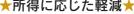
均等 割額

43.400円 (全員にかかる一定の額)

※賦課限度額64万円(保険料の上限)

■軽減措置

所得の低い方などの保険料を軽減する制度があります。



●後期高齢者医療被保険者のいる世帯の所得合計額に応じて、 均等割額が軽減されます。

※軽減される金額は段階があります。詳しくはお問い合わせください。

★社会保険などの扶養であった方への軽減★

●後期高齢者医療制度に加入するまで、家族などの社会保険や共済 保険などの扶養に入っていた方は、所得割額はかからず、均等割 **額も5割軽減**されます。

※資格所得後24カ月のみ5割軽減

お問合せ●住民課国保年金係 ☎ 76-5405

